

<案件名> 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（素案）	
区 分	内 容
① 政策等の趣旨	平成28年1月よりマイナンバーの利用が開始されたところであるが、番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性、市民の利便性を高めるための制度である。市独自の事務に利用範囲を広げることにより、効率性・透明性、利便性をさらに高めるものである。
② 〃 目的	市内部でのマイナンバーの利用、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の照会・提供により、市民が行う各種手続の際の添付書類の省略等を図り、市民の負担を軽減するとともに、行政事務の効率性、正確性の向上を図る。
③ 〃 立案の経緯	平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が公布され、平成28年1月より、マイナンバーの利用が開始された。マイナンバーの利用範囲は、番号法に定めた事務、及び地方公共団体が条例で定めた事務とされている。本市においては、マイナンバーの利用範囲を広げ、市民の利便性、事務の効率性・透明性の向上を図っていくものである。
④ 立案する際に整理した考え方及び論点	市独自の事務にマイナンバーを利用するに当たり、その選定の基準は以下の3点とした。 ①市民への金銭や物品等の支給や補助に関する事務であること ②個人情報保護委員会が情報連携の対象となる独自利用事務の事例として示した事務であること ③番号法別表第1に掲げられた事務に関連が深い事務であること
⑤ 理解するための資料	
ア 根拠法令	番号法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	市民の負担軽減（申請、届出等における添付書類の削減） 情報連携による事務の効率化
エ その他、必要な資料	資料1 条例改正の概要 資料2 独自利用事務一覧 資料3 特定個人情報一覧
⑥ 意見提出の注意事項	
⑦取扱い等結果の公表予定日	平成28年7月上旬